

解約〈退去〉の手続き

解約の通知

- ◎ 解約日の 1 ヶ月以上前までに「解約通知書」の送付にてご通知ください。弊社が解約通知書を受理した日が「通知日」となります。郵送の場合は、余裕をもって投函して下さい。
※ 電話のみの場合や、解約日が不明な場合の受付は出来ません。
- ◎ 解約通知日から解約日までが 1 ヶ月未満の場合は、通知日より起算して 1 ヶ月相当分の違約金を戴く事になりますのでご注意ください。
- ◎ 解約通知後の解約日の変更は認められません。
※ 止むを得ない理由で変更される場合に、当社に生じた損害につきましてはお客様の負担となります。

公共料金の清算、郵便物の転送手続

- ◎ 退去日までに電気・ガス・水道・電話等の公共料金は各供給会社に連絡し、料金の清算をしてください（退居立会時に領収書を提示して頂きます）。
- ◎ 郵便局への転送手続きは必ずお願い致します。

退去時の立会

- ◎ 退去時に担当員が立ち会い、ルームチェックを行いますので、立会希望時間を退居の2週間以上前に、当社宛にご連絡ください。
- ◎ 立会当日は荷物を全部出した状態にしておいてください（エアコン等、入居者自身が付加した設備造作はすべて撤去してください）。
※ 引っ越し時のゴミは責任をもって処理してください。
※ 荷物やゴミ等、残置物がある場合は、その処分費用をご請求させて頂くこととなりますのでご注意ください。

鍵の返却

- ◎ 入居時にお渡しした鍵は立会の際に、全て担当員に返却願います（立会当日に返却が出来ない場合は、3日以内に書留郵便にてご返送ください）。
- ◎ 鍵の原本を紛失した場合、若しくは返却された鍵がコピーキーの場合は、シリンダー交換費用をご負担頂きます。

預かり敷金の精算

- ◎ ご契約時にお預かりしている敷金は、交換・修理等の諸費用を精算後、退居日より1ヶ月以内に指定の銀行口座にお振込致します（振込手数料はお客様のご負担となります）。
- ◎ 精算後、未納家賃等で不足金が生じた場合は、当社指定の銀行口座にお振込ください。

賃貸人 殿

賃借人

住 所

(TEL)

氏 名 印

賃貸借契約解約申込書

下記の物件について賃貸借契約を解約することを申し入れ致します。

つきましては公共料金等の精算の上、家財一切の搬出を終了させ、鍵と本物件の明け渡しを令和 年 月 日までに行います。

万一、鍵の返還後に本物件内に残置した物品が存在した場合は、その所有権を放棄したものとし、賃貸人により搬出、処分されても一切の異議申し立ては行わないこととします。

□解約申込物件

賃貸物件名	
住所	
解約明渡日	令和 年 月 日 (鍵返却立会希望時刻 時頃)
解約事由	帰省・住替・転勤・転職・卒業・その他 ()
ご利用の保証会社	日本セーフティー株式会社・全保連株式会社・その他 ()
賃料支払方法	自動引落・振込み・その他 ()

□精算後敷金返還口座

銀行名		支 店 名	
口座番号	普通 ・ 当座		
(フリガナ) 口座名義人			

□転居先ご住所

住所	
連絡先 (電話番号)	

□解約時の注意事項

(1) 公共料金 (電気・ガス・水道) の精算、新聞、電話等の停止手続きをしましたか？

公共料金等未精算分がありますと敷金の返却が遅れる原因となります。

(2) 粗大ゴミの処分は終わりましたか？

荷物やゴミ等残置物がある場合はその処分費用をご請求させて頂くこととなりますのでご注意ください。

(3) 火災保険等契約時に加入分の解約手続きをお願い致します。

※退去時に原状回復費用を請求される恐れがある故意・過失による修繕箇所がある際は保険にて対応できる場合が

ございますので予め保険会社にお問い合わせ下さい。 <注意：退去立ち合い日までに必ず保険会社に確認下さい>

センチュリー 2 1 ㈱住まい館 TEL : 079-562-6555 FAX:079-562-6553

センチュリー21の加盟店は、すべて独立・自営です。